

令和元年度第6回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和元年9月12日(金) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 田原 一男 | 俵口 和義 | 青柳 政士 | 村田 和久 |
| 神谷 貢 | 木原 緑 | 大村 武彦 | 早苗 泰博 |
| 野中 利彦 | 井土 光徳 | 廣渡 秀雄 | 門司 雅門 |

欠席委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 17号 農地の一時利用届について

5. 事務局出席者

秋武 重成 秦 啓 三並 裕紀

議長 それでは、ただ今より第6回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。

全員 こんにちは。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 はい、現地確認については今回6件となっておりますが最後の糠塚については関連がありますので実質5件となっております。一軒目が内浦字森ノ上663番3、こちらが5条申請。次に吉木字小巻2051番他2筆、こちらが一時利用届。3件目が高倉字合ノ元717番2で農地法5条。戸切字三牟田4番1、こちらも農地法5条。そして糠塚字友田57番と65番。こちらについては農地一時利用届。以上になります。

議長 はい、それではさっそく現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それで再開致します。議事に入ります前に議事録署名人を7番の木原委員、9番の井土委員よろしくお願い致します。 それではさっそく議事に入らせて頂きます。議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求め。令和元年9月12日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。こちら1番目につきましては譲受人、譲渡人は議案に記載の通りとなります。申請地につきましては手野字山ノ口1430番の畑の一筆となっております。こちら、別紙の農地法第3条の調査票1ページをお開き下さい。議案第15号 受付番号1番という所で、所有権の移転に関して第3条調査書についてチェックをさせて頂いておりますので説明致します。第1号につきましては、こちら農地の全部効率利用という所で、譲受人については現状水稻・野菜を作付けされていまして、機械についてもトラクター、動噴、田植え機を持たれております。そして家族についても本人、奥様、それとお子様の3人で農作業に従事するという事で、全ての農地を効率的に利用できるとして〇とさせて頂いております。第2号、第3号につきましては法人ではない、それと信託ではないため適用外。第4号につきましては農作業従事日数というところで譲受人250日農作業に従事しているという事で〇とさせて頂いております。第5号につきましても譲受人は248a耕作されておりますので下限面積も〇とさせて頂いております。第6号についても転貸にあたらぬので問題なしと。第7号についても、これまでも水稻、野菜等の栽培を行っておりまして、特に問題は生じていないということ

で〇とさせていただきます。ですので、受付番号 1 番については以上により申請をさせていただきます。続きまして受付番号 2 番、議案の 2 ページをお開き下さい。こちらの譲渡人については受付番号 1 番と同じ方となっております。申請地につきましては 4 筆で、全て手野で河原口 464 番 1、河原 915 番 1、916 番、垣ノ内 1141 番で、田が 3 筆、畑が 1 筆となっております。こちらにつきましても目的としましては所有権の移転となっております。同じく別紙の農地法第 3 条調査書をご覧くださいと思います。こちらについて、譲受人につきましては機械をお持ちで、トラクター 3 台、田植え機、コンバインをお持ちであります。農作業に従事する家族も本人と奥様と 2 人で作付けをしているということでもあります。今回譲り受けられた農地につきましては田については水田、水稻と。畑についてはトマトを作付予定という所で全ての農地を効率的に利用するという事で〇とさせていただきます。第 2 号と第 3 号については先ほどと同じく適用外ということでさせていただきます。第 4 号につきまして譲受人は年間 300 日耕作されているということに必要な日数を耕作されているというところです。第 5 号につきましても譲受人は 1183 a の耕作農地をお持ちという事で下限面積も〇とさせていただきます。第 6 号につきましても転貸に当たらないため〇と。第 7 号につきましても今までも農作業の効率化、それと効率的な利用をされており支障はないという事で〇とさせていただきます。受付番号 2 番については以上です。

次に受付番号 3 番について、議案 2 ページにお戻りください。こちら譲受人と譲渡人は議案に記載の通りであります。こちら親子関係でございますけれども、生前贈与でありますので 3 条申請があがっております。申請地につきましてはかなり多くございます。すべて合わせまして 19 筆ございます。こちら親御さんが持たれていた農地を譲り渡すという事になりますので、議案は読み上げませんが黒山の農地と畑と田を譲り受けられているという所でございます。それでは同じく別紙の 3 条調査書 3 ページを見て頂ければと思います。こちらにつきまして、第 1 号ですね、譲受人の世帯、本人さんとお子さんで従事されているという事でございます。今回所有権移転をしますが、実際お子さんの方が、現状農業に従事されているというところで、名義の変更のみをしていくということでございます。機械をお持ちの部分については、トラクター、田植え機、コンバインをお持ちという事で全ての農地を現状既に耕作されている、効率的に利用しているというところでございます。第 2 号、第 3 号については適用外、第 4 号につきましては譲受人の耕作は 250 日農作業に従事されているというところで〇とさせていただきます。そして第 5 号、譲受人の耕作面積、こちらは 350 a ということで下限面積を超えているので〇と。第 6 号については転貸にあたらなため不許可に該当しない。第 7 号につきましては、もう既に栽培を行っておりますので特に地域との問題を生じていないというところで〇とさせていただきます。こちら 3 件の土地につきましては議案 5 ページから位置図を載せさせていただきます。受付番号 1 番の方については 5 ページに、一筆のみ位置図を載せさせていただきます。そして 6 ページに付近見取り図、7 ページからが 4 筆の所有権移転でございます。2 番の方になります。4 筆の位置図、8 ページと 9 ページに附近の見取り図を載せさせていただきます。こちら 10 ページが 3 番の方ですね。こちら黒山の農地すべて 19 筆の位置図を載せさ

せて頂いています。11 ページ以降に、詳しく附近見取図として分割して 15 ページまで分割して載せさせて頂いております。こちらがすべての所有権移転に伴う農地になります。説明については以上になります。

議長 それでは、今説明がありましたら議案第 15 号の 1 につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたらご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは第 16 号の 2 につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら。

俵口委員 これは 1, 2 の案件なんですけども、耕作者のですね、家のまわりに地元の人で地元の農家の方の近隣地ということでまた今後も、こういう形で地元の方が地元の農地を拾得していただくのが最善だと伺いますので大変いい事例だと思っております。以上です。

議長 他にご質問。ないようでしたら承認頂ける方、挙手を。はい、ありがとうございます。続きまして第 16 号の 3 につきましてご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら承認頂ける方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。それでは議案第 16 号を含めてご承認いただく、ということで続きまして議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局。

事務局 議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和元年 9 月 12 日提出。岡垣町農業委員会会長 田原一男。1 番につきまして、戸切の案件になります。譲受人、譲渡人は以下の通りということになっています。申請地につきまして戸切字三牟田 4 番 1、地目が田、面積については 278 m²です。区分については農振白地です。権利内容が所有権移転、転用目的が資材置場兼駐車場ということになっております。ページ数で、18 ページに、位置図と付近見取図が 19 ページにさせて頂いております。20 ページに、現況平面図を載せさせて頂いております。こちら 21 ページに土地利用計画図を載せています。こちら 21 ページ、横向きに見ていただきまして、まず道路が左側にありまして雨水が右側にあるかと思えます。こちらにつきましては、資材置場と駐車場というところになりますので給水及び排水については、もう特に何も無いというところになっています。雨水につきましては横の断面図を見ていただければと思いますけれども、水路側に、勾配をつけていくということになりますので水路の方に雨水を流していくという計画となっております。こちら北側の方には、既存のブロックが敷いております。東側の方、こちらは新設のブロック積みをして被害防除を行うというところで転用計画が出ております。別紙の、4 ページのチェック表をご覧いただきたいと思えます。立地基準としましては第 1 種、第 3 種でもないというところで、第 2 種というところで設定させて頂いております。申請することがやむを得ない事由というところで、代替地検討を行った結果不採用になったというところで転用が可能というところで立地基準判

断させていただいています。一般基準につきましてははですね、1番から、まず資金計画・残高証明で確認をとりました。2番についても登記簿と農家台帳により確認。3番についても事業計画書でもう転用を行っていくというところで○を出させていただいています。6番の妥当性というところも先ほどの計画図等を見たところ妥当であるというところで○と。8番につきましても、問題となるのは雨水のみというところで雨水は水路に流すということ。それと被害防除としましてはコンクリートブロックで土留めを行うというところで被害防除をしていくというところで一般基準も○というところでさせていただいています。1番については以上となります。引き続き2番目にいきたいと思えます。議案の17ページをお開きいただきまして、こちら高倉の案件になります。譲受人と譲渡人を記載の通りというところ。申請地につきましては高倉字合ノ元717番2、地目が田、面積が991㎡と。区分については農振白地、権利内容が所有権の移転、転用目的としましては自己用住宅及び事業用の資材置場兼作業場というところとなっています。22、23ページがですね位置図及び付近見取図というところ。24ページに現況平面図、それと25ページに利用計画図を載せさせていただいています。現況図で、717番の筆を分割しまして717-2というところ、こちらを申請地としております。25ページの現況平面図、利用計画図で、現状見ていただきましたが給水については、西側の道路沿いに上水道が通っておりますのでこちらから引き込んでいくというところで計画がされております。汚水については、南側の頂点に、汚水マス、ちょうど頂点まで汚水がきておりますのでその汚水マスに向けて汚水を流していくというところとなっています。雨水については東側の農地との境に水路がございましてこちらに向けて勾配をつけて、水路に雨水を流していくというところで計画がされています。被害防除としまして、今段差があったかと思えますので北側、東側については、土を盛り上げた後、L型擁壁を設置しまして土留めを行うと。西側については幅2.5mの緩やかな法面を設置していくというところで、それに伴って転圧で法面保護を行っていくというところで被害防除を行っていくというところとなっております。チェック表をご覧くださいまして、5ページになります。16号の2番。チェック表の5ページ。こちら、立地基準にしまして、第1種、それと第3種ではないというところで第2種と判断させていただいています。転用の理由としまして、こちらと同じく代替地検討の不採用というところで立地基準としてOKとさせていただいております。一般基準としまして、先ほどと同じく、資金計画と残高証明を確認、それと登記簿と農家台帳の確認、3番の事業計画書等の確認、と転用の妥当性としまして、こちら計画図で必要な部分のみ転用するというところで分筆されておりますのでこちらについても○という形ですね。8番の被害防除としまして、給水と汚水については上下水道に流していくと、雨水は水路、後はL型擁壁と法面の設置、保護を行いまして土留めをするというところで被害防除されているというところで申請をされております。次、3番にいきます。また17ページをお開きいただき、こちら内浦の案件になります。譲受人と譲渡人は記載の通りと。申請地につきましては内浦字森ノ上663番3、地目が田、面積が286㎡です。区分は農振白地と。権利内容が所有権移転。転用目的が建売住宅ということになっております。29ページに、位置図を載せさせていただいて、30ページに付近の見取図と。31ページに現況図を載せさせていただいています。現況図、こちら663

番を分筆されて 663-3、この真ん中の農地を転用するということになっております。32 ページに利用計画図を載せさせていただいております。こちら先ほどご覧いただきましたが、上下水共に、道路沿いにきておりますので給水、排水共道路沿いより行っていくということになっております。雨水計画も、奥側ですね、道路から向かって奥側の方に庭を作っていますけど、こちらは傾斜をつけて、基本的には家の配管、雨水管を通して側溝に流していくというところ。それと道路側のところについてはこちら砂利仕上げを行っていきますので勾配をつけて側溝に流していくというところで計画をされております。被害防除としましては、残り田が 1 筆ございますのでこちらの境に向けて、コンクリートブロックを 120cm 積みで行っていくというところで被害防除がされております。あと、駐車場と道路の境に色がついていますがこちらについては、道路境界をまたぐというところで占用申請をした後に砕石仕上げをしていくというところで計画がなされております。チェックリストを開いていただきまして、6 ページですね。立地基準としましてはこちら第 1 種農地と判断させていただいております。連結 10ha 以上の一団の農地であるというところの一部というところでさせていただいております。ただ、転用の理由としまして、第 1 種農地の例外許可事由である「住宅その他申請地の周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と、こちらに該当するというところで転用が可能ということになっております。2 番の一般基準につきましては同じく、先ほどと同じく資金計画と残高証明により確認。2 番についても同じく登記簿と農家台帳により確認。それと 3 番についてももうすぐに転用の許可がおりればもう計画を行っていくというところで確認をさせていただいております。6 番の妥当性につきましても必要な部分のみ転用するというところで〇とさせていただいております。8 番についても被害防除関係ですね、こちら、農地との境にコンクリートブロックの土留めを行うというところと、給水・排水共に下水道に流していくと、雨水も水路に流していくというところで〇とさせていただいております。16 条について、説明は以上になります。

議長 はい。それでは議案第 16 号の議事につきまして当該委員さん何かご意見ございましたら。

大村委員 戸切の分ですかね。

議長 はい。そうです。

大村委員 これは、説明があった通り、所有権移転しても問題はありません。ただ、過去何十年前から、説明があった遠賀町と岡垣町の間水路があるんですけど、それに橋が架かっています。2m のコンクリの橋ですけど。これ以前はずっと低い所に田んぼがありました。今はもう埋め立てて田んぼになってますけど。住宅が北側にありましたけど外壁というか、フェンス側に、2.5m の通路を提供すると。我々が自由に通っていいように。それでその裏から、農道として役割が、公道があったらいいなというような気がします。だから、これはこのイクタカ工業が道を提供する、これ覚書は何年のものとか分かりませんが、一応そうい

うふうにとっています。ここを通過して戸切の人が委託しているのが 2 丁くらいあるということですね。今、全部が休耕になっています。

議長 はい。他にこの件に関しまして何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたらご承認いただける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。続きまして議案第 16 号の 2 につきまして当該委員さん何かご意見ございましたら。

早苗委員 はい。高倉の生産組合長さんと事前にいただいた事業計画書を見させていただきましたけど、雨水排水に関して、特段問題はないだろうと。水源地域、水源環境鑑みても特段問題はないだろうということでお互いに理解した上で承認されても大丈夫だろうということをお報告します。

議長 はい。ありがとうございます。それでは議案の 2 につきまして何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら承認頂ける方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。続きまして議案第 16 号の 3 につきまして当該委員さん何かご意見ございましたら。

俵口委員 はい。農協も生産組合長さんももう承諾されていますので何の問題もありませんのでよろしくをお願いします。

議長 はい。3 につきましてご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたらご承認頂ける方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして議案第 17 号農地の一時利用届について。事務局。

事務局 議案第 17 号農地の一時利用届について。農地法施行規則第 29 条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和元年 9 月 12 日提出。岡垣町農業委員会会長 田原一男。こちら第 1 番目は、吉木の案件になります。届出人は町というところとなっております。対象農地につきましては 3 筆ですね。吉木字小巻 2051 番と 2052 番。それと 36 ページにいきまして小巻の 2053 番 1 とすべて地目は田になっております。区分につきましてもこれすべて 3 筆とも農振農用地というところですね。利用目的につきましては農業用水路改良工事に伴う仮設道路と。利用期間としまして令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までというところで届出が出ております。先ほど見ていただきました 41 ページが位置図、42 ページが土地の見取図となっております。43 ページが利用計画図というところとなっております。45 ページを先に開いていただきまして、44、45 ページ、こちらが工事の概要図を入れさせていただいています。工事の中身としましては既存の、三面張りの水路を取壊しまして、一旦、仮締切を行います。その後、ワイヤー式の転倒堰を新たに設けるというところで工事の計画がなされております。43 ページにまた戻っていただきまして、こちら見て頂きましたら法面があるところ、工事車両は農地から、農地のところから、工事を行っていくというところで計画がされています。今回につきまして

は表土の剥ぎ取りをせずに、樹脂製のマットを敷き、そのまま道路として使用していくというところで一時利用が出ております。一番目についての説明は以上となります。二番目にいきまして、こちら 36 ページに戻っていただきまして、こちらについては届出分が同じく町というところとなっております。対象農地につきましてはすべてこちら 21 筆あります。対象となる農地は糠塚字友田と 57 番以下 20 筆というところとなっております。こちらすべてですね、地目としては田となっております。基本的には農振農用地のところとなっております。39 ページを開いていただいて、こちら利用目的としましてパイプラインの整備工事に伴う発生土置場と。利用期間としまして令和元年 9 月 15 日から令和 2 年 1 月 31 日までという期間が出ています。同じくちょっと関連がありますので、40 ページも同時に説明いたします。40 ページにつきましても届出人は町です。対象地としては 4 筆ございます。同じく糠塚の友田というところですが、利用目的としましては、こちらがパイプラインの整備工事に伴う作業場と及び資材置場というところこの 4 筆については目的が少し異なっております。利用期間も同じく、令和元年 9 月 15 日から令和 2 年 1 月 31 日までというところとなっております。46 ページと 47 ページをお開きいただきまして、こちら色を塗らせていただいているところが、来年度も含めたところの、すべての工事の箇所というところとなっております。実際今年度一時利用が発生しているところが 48 ページからですね。オレンジ色、茶色の部分で塗っている箇所となります。48 ページと 49 ページに、こちら発生土置場の計画図を載せさせていただいていますがこちらの赤い部分に、パイプラインを設置していくというところで、その時に掘削した時に発生する発生土を、土木シートを敷いてその上に発生土を置くというところの一時利用になってます。工事後は当然こちらの土は撤去していくというところとなっております。49 ページも同じく、この場所を変えたのみで同じような工事内容となっております。50 ページにつきましてはこちらが、仮設道路を設置する箇所というところとなっております。図面の、右側の方に少し色が塗っているところがありますのでこちらについて仮設道路を設置していくというところになってます。この箇所については、農道と町道からの重機による施工が困難というところがございますので農地から施工するというところの予定になってます。この部分については表土を剥ぎ取りまして砂利により仮設道路を設置していくと。その上から工事用の掘削土をまた横に仮置きしていくというふうな流れとなっております。51 ページにつきましては、パイプラインの施工図、断面図を載せております。また横に、給水栓の設置図などを載せさせていただいてます。こちらについては以上になります。一時利用の 17 号については以上の説明になります。

議長 はい。議案第 17 号 1 につきまして当該委員さん何か意見がありましたら。

門司委員 吉木生産組合、所有者、耕作者、水利組合とも承諾ということでさせていただいておりますので許可取れております。よろしく申し上げます。

議長 はい。1 につきましてご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたらご承認頂ける方、

挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。議案第 17 号の 2 につきましては、これはあのここの面積が 100 丁ちょっとあるんですけども、将来的にはもう 2 人で作るというような形になると糠塚では思われています。ですのでなるべくその 2 人に負担がかからないようにして整備をやりましょうという。この約 2 か年でやるようになっております。将来耕作される方の負担を軽減ということで区割りを考えておりますのでよろしくご承認のほどをお願いします。何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたらご承認頂ける方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。以上で議案第 17 号は終わらせていただきます。それでは続きまして、その他のところ。

事務局

その他に入っていきます。議題にありませんけども、別紙で、山田の前回議案にありました転用の図面がございます。こちらを見て頂ければと。最初に、前回と同じ図面を載せさせていただいています。図面の、北側と南側について、両サイドに水路を設置していくところがございます。今回、前回の質疑等を受けまして、次のページを開いていただきまして、こちら水路の形状を少し変えていただいております。青い所が、水路を設置するところ、真ん中付近とあと北側の方に、水路が流れてあるかと思えます。水路を作成する予定となっております。一番上の飛び出ているところ、こちらにも水路を設置する予定になってます。分かりやすいのが、次のページ色付きで青と茶色と緑色の、色付きの部分があるかと思えます。こちらの図を見て頂ければと思えますが、これによって、まず図面のこちら左側、青い矢印が上についてあるかと思えます。こちらの方に勾配をつけて雨水を流していくというところで計画されておまして、茶色の部分につきましてもこちらにも勾配及び側溝によって、赤い印の矢印のところに向けて雨水を流していくと。緑色につきましては右側に向けて、矢印の方向で雨水を流していくと。こちら 3 系統で、雨水計画を出しなおしていただいております。これによって、前回、B 系統のこの赤い矢印に集中していたところが 3 系統に分かれますのでこれで雨水計画については軽減されるので対策としては十分であるかなというところで前回と変更になってますので報告をさせていただきます。

事務局

すいません。お願いになります。委員の皆様方ですね。今回農業委員会、前回、議案の承認の際にこういった形でいろいろとご要望がありましたが、当然農業委員会での議案の承認後にまた計画の変更があるという事態になりますので、事業を実施する際には農業委員の方に事前に業者の方には説明に行ってくださいようにはしています。それと、あと当然水利組合の方にもご説明に行ってください当然事業内容をきちんと説明をしてそれで地元等が納得した上での印鑑を押すというところで地元も了承したということで農業委員会の事務局も捉えておりますので、当然議案に上がってくる際には、そういった地元の協議も終わったというところで、農業委員会の方に諮りますので、再度説明に来た際には、当然今回の場合は、農地がほぼ周りにないので、まったくその農業委員会の方の被害防除とかには関係ない話にはなるので、皆様、農業委員会の立場で言えば当然 OK 出せると思うんですけど、当然また地域の話の部分もありますので、そういったところも踏まえた中で地域

の例えば区長さん、農組長さん、そういったところにもお話をいただいてそれでOKなのかどうかというところで最終的にここに挙がっているというところで事務を進めていきたいと思しますので何卒皆様方のご協力の方をよろしくお願ひしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 はい。これからですね一応きまりなんです、地元の委員さんに説明を必ず業者の方、申請する方は行ってください。その事務局としてもそういうふうに今までしてきました。で、もし地元の農業委員さんに話がいったない場合でこの案件が上がってきたとすればそれは次の会に延ばすか、先に延ばすという形になっておりますのでそれだけ地元の農業委員さんには権限と言いますか、十分に承諾していただいた上で事務局に提出してもらうようお願い致します。

木原委員 よろしいでしょうか。

議長 はい。木原委員。

木原委員 1回見に行って承認してあつていうことですよ、これ。だから水路が1ヶ所に集まるっていうのは不都合があつたっていうのはその地元の方からの反対があつたっていうことなんですか。

事務局 そうですね。

木原委員 そうですか。だからそれを3ヶ所に分ける。1ヶ所に集めて排水が集まっていくことはいやだつていうか、不都合が何かあつてことを地元の方が言われてやり直しがあつたということですね。

事務局 そうですね。結局前回の話でもありましたけど、赤い矢印の所に、集中するような形になっていたので業者としては、計算をした上でされているので問題ないというところもあつたんですけども、地元の方の要望として、溢れる可能性もあるというところで、3ヶ所に分けていただいたというところの経緯がございます。

議長 はい。いいでしょうか。ここに議案をあげる場合については地元で十二分に説明、会議等を開いていただいて、その後にあげていただきたいというような事務局からのお願いでございます。よろしいですかね。それでは続いてその他。

【その他の事項】

その他

1. 農業委員会 PR 活動「枝豆狩り体験」について
別紙参照
2. 三里松原再生・保全活動について
3. 令和元年度第3回岡垣町議会定例会一般質問について
4. 次回の日程について
日 時 10月10日(木) 9:30～
場 所 岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第6回の定例農業委員会を終わらせて頂きます。起立、礼。
お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
